

令和5年度

「高石市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業」 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 業務名

令和5年度「高石市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業」

2. 目的

児童・生徒が、ネイティブスピークによる発音やアクティビティを外国人英語指導助手（ALT）と一緒にすることで、楽しく外国語活動、外国語科の学習に取り組み、学習内容の定着と活用、コミュニケーション力の育成と異文化理解につなげる。

3. 業務内容

『令和5年度「高石市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業」仕様書』のとおり

4. 派遣期間 令和5年4月11日から令和6年2月29日まで

5. 配置人数 配置人数 7人

配置日数は別紙「令和5年度 ALT 配置予定表」のとおり

6. プロポーザルに係る日程等

①公告・ホームページへの掲載	令和5年1月17日(火)
②参加申請期間	令和5年1月17日(火) 17:00 ～1月24日(火) 17:00
③質問書（問合せ）受付期間	令和5年1月25日(水) 9:00 ～1月31日(火) 17:00
④質問書（問合せ）回答	令和5年2月 1日(水)
⑤提案書等提出	令和5年2月 2日(木) 9:00 ～2月 9日(木) 17:00
⑥プレゼンテーション実施	令和5年2月17日(金) 10:00～
⑦結果通知	令和5年2月20日(月)

7. 派遣事業者の参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加申請書の提出日（以下「基準日」という。）において、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 基準日において、引き続き1年以上その営業を行っていること。
- (3) 関係法令に基づく必要な資格・許可等を受けていること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国・都道府県・市町村から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過している者又は本業務の入札執行日前6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りしていない者。
- (10) 大阪府・京都府・兵庫県・和歌山県・奈良県・滋賀県のいずれかに本店、支店又は営業所があること。

8. 提出書類

このプロポーザルに参加し提案をする者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、提出する書類は、様式は問わないが、A4縦、横書きとし、左綴じでそれぞれ製本すること。また、公平を期すため、「B. 提案書」「C. 参考見積」の「審査用複写5部」については、企業名等を記載しないこと。

A. 高石市「高石市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業」に係るプロポーザル参加申請書 1部

B. 提案書 本書1部 審査用複写5部

次の事項を記載すること。

- ① 会社の経営方針及び英語指導助手派遣業務に関する基本方針
- ② 英語指導助手の派遣業務実績
- ③ 英語指導助手の採用条件、採用方法
- ④ 英語指導助手の研修体制及び内容の具体策
- ⑤ 英語指導助手の管理体制・労務管理等の具体策
- ⑥ 緊急時対応体制

C. 参考見積 本書1部、複写5部（様式は問わない）

経費を記載のこと。

（「参考見積要項」及び「令和5年度ALT配置表」に基づき作成すること）

- D. 会社概要 1部
- E. 委任状 1部 【代表権を有するものが申請者の場合は不要】
- F. 登記事項証明書 1部 複写可
- G. 一般労働者派遣事業許可証 1部

9. 提出期間

【プロポーザル参加申請書】

令和5年1月17日(火) 17:00～1月24日(火) 17:00

※ 必要事項の記載、押印の上、持参により提出願います。

【プレゼンテーション及びヒアリングに係る提出書類（8. 提出書類B～F）】

令和5年2月2日(木) 9:00～2月9日(木) 17:00

※ 提出書類を持参により提出願います。

※ 辞退の場合、辞退届を提出願います。（様式は問わない。）

10. 提出場所

高石市役所 2階 教育委員会 教育部学校教育課
高石市加茂4丁目1番1号

11. 質疑応答

本件の業務内容等に関して不明な点がある場合には、「質問書」を作成し、電子メールに添付して、令和4年1月25日(水) 9:00から1月31日(火)17:00までの期間に送付すること。質問事項については、令和5年2月1日(水)16:00までにすべての事業者に対して、電子メールにて回答する。なお、本市は、電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

（メールアドレス：shidou@city.takaishi.lg.jp）

12. 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングに係る提出書類（8. 提出書類B～F）提出後、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、内容及び提案書について、総合的に審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。

13. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 開催日時 令和5年2月17日(金) 10時00分から

(※ 発表順は、「プレゼンテーション及びヒアリングに係る提出書類」の提出順とし、後日通知する。)

(2) 場 所 高石市役所内会議室
高石市加茂4丁目1番1号

(3) 持ち時間 プレゼンテーション 15分程度
ヒアリング 10分程度

(4) 内 容 提出書類の説明及びアピールをおこなう。その際、事業に関わる参考資料の配布、参考用教材等の持ち込みは可能とする。

（プロジェクター・スクリーンを使用する場合は事前に申し出ること）

14. 評価の内容

- (1) 提出書類（提案書及び見積書）による評価
- (2) プレゼンテーションによる評価
 - ①経営方針及び英語指導助手派遣業務に関する基本方針
 - ②英語指導助手の派遣業務実績
 - ③英語指導助手の採用条件、採用方法
 - ④英語指導助手の研修体制及び内容の具体策
 - ⑤英語指導助手の管理体制・労務管理等の具体策
 - ⑥緊急時の対応体制
 - ⑦派遣料（見積金額）
 - ⑧市の要望等に対する提案

15. 審査点数の付け方

別紙【令和5年度「高石市立小・中学校における外国人英語指導助手派遣事業」事業者選定プロポーザル 採点表（審査基準）】による。

- ※ 合計評価点数が同点の場合は、派遣料（見積金額）が低い業者に決定する。
- ※ 合計評価点数が上位であっても、上記「採点表（審査基準）」における「妥当」とする点に満たない項目（項目②を除く）がある場合は失格とする。

16. 審査結果

令和5年2月20日(月)、審査結果は文書にて、プレゼンテーション参加業者全てに通知する。

17. 契約の締結

審査により決定した優先交渉権者と契約交渉を行い、成立した場合は当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

優先交渉権者との契約締結の際、交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉を行い、成立した場合は当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

18. 失格事項

- (1) 提出期日までに書類の提出がない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案書等が本要領に記載の要求事項を満たさない場合
- (4) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) その他本実施要領に違反すると認められた場合
- (6) 「7. 派遣事業者の参加資格」に該当しなかった場合
- (7) 合計評価点数が上位であっても、上記「採点表（審査基準）」における「妥当」とする点に満たない項目（項目②を除く）がある場合は失格とする。

19. 契約について

本契約は、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17」及び、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2項に規定する長期継続契約であり、令和5年祖予算の成立を前提に行うため、議会において予算が成立した場合に、当該最優先交渉権者と契約を行うこととなります。（ただし、令和5年4月1日時点においても最優先交渉権者がプロポーザル方式の参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、プロポーザルの参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下のプロポーザル方式参加要件をすべて満たすものと契約を行うこととなります。）

予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があります。この場合、本プロポーザル方式等に要したすべての費用について高石市に請求することができず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

20. その他

- (1) 応募にかかる費用はすべて、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、教育委員会が外国人英語指導助手派遣事業の事業者を選定するための資料であり、その著作権等の主張は認めないものとする。
- (3) 提案者名、審査結果等については、情報公開の対象として公表する。なお提案書については、原則公表はしないが、情報公開条例に基づいて公表することがある。
- (4) 提出された書類等は返却しない。

事務局

高石市教育委員会 教育部 学校教育課
〒592-8585 大阪府高石市加茂4丁目1番1号
担 当 里本 真喜子
電 話 072-275-6434（直通）
FAX 072-262-1794
E-mail shidou@city.takaishi.lg.jp